

規制区分	アナログ規制のキーワードが含まれる条項数	調査対象条項数※1	アナログ規制見直しの可能性がある条項数※2	運用状況		アナログな手法の要否			備考	例規改正	業務改善
				アナログとデジタルの併用を認めている	アナログのみ	要		否			
						アナログな手法が必要(法令に定めなし)	法令等で定まっているもの(所管課確認)	アナログな手法が不要なもの(アナログ解消が可能)			
目視規制	424	89	51	9	42	35	0	7	・アナログ手法要否の「否」の内1件は、令和8年3月議会で改正予定(あきる野市公有財産規則) ・「あきる野市重度障害者等住宅設備改善費給付事業実施要綱」について、写真確認で実地調査に代えることも可能との意見あり	・「立会」「巡視」は、現時点でリモート会議の有無が混在しているため、現段階での例規改正は実施しない。今後、デジタル庁が公表する他自治体事例を注視し、例規改正を判断する。 ・ただし、「実地」は、現場確認を必須としているとし、オンライン等での確認を行う場合には、例規改正を行う(調査結果では、オンライン等での運用の実績はなし)	・「立会」「巡視」を求める案件は、オンライン化の可能性を確認する ・実地を求める案件は、ドローン等の活用が可能か確認する
実地監査規制	37	7	2	0	2	2	0	0		改正不要	改善困難
定期検査・点検規制	367	14	8	2	6	3	0	3	学校職員出勤簿の電子化は令和9年度以降で検討中	申請に関しては、あきる野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」等に対応済のため、改正不要	・オンライン申請の可能性を検討する ・「定期」の時期が適正か確認する
常駐・専任規制	198	9	4	0	4	3	1	0		「置く」「専任」は、常に事業所や現場に留まること、または、専らその任に当たること(1人1現場の紐付け等)を求めるものの有無が混在しているため、現段階での例規改正は実施しない。今後、デジタル庁が公表する他自治体事例を注視し、例規改正を判断する。	ICTの活用による専任の解消を確認する
対面講習規制	437	37	8	6	2	2	0	0		対面を求める規定はないため、改正不要とする。	オンライン講習の可能性を検討する
書面掲示規制	130	51	28	11	17	13	1	3	アナログ手法要否の「否」の内1件は、令和7年12月議会で改正済(あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例)	3月議会で公示送達に関するものは条例等改正 ※公告式条例は、今後、デジタル庁が公表する他自治体事例を注視し、例規改正を判断する。	・公告式条例を引用しているものなど掲示を求める案件は、オンライン化の可能性を検討する ・独自の規則等で掲示を求めている案件は、オンラインのみでの対応が可能か検討する
往訪閲覧・縦覧規制	188	40	25	10	15	11	0	4	情報公開は電子申請を認めることで、申請が急増し事務負担が増える可能性があるとの意見あり	・「あきる野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」等に対応済 ・「縦覧」「閲覧」は、現時点で、対面・来庁の前提の有無が混在しているため、現段階で個別の例規改正は実施しない。 ・今後、デジタル庁が公表する他自治体事例を注視し、例規改正を判断する。	・対面・来庁を求める案件は、ホームページ掲載や電子申請に対応できないか確認する ・オンラインのみでの対応が可能か検討する
FD規制	46	13	6	4	2	1	0	1		フロッピーディスク等の特定記録媒体の提出を求める規定はないため、改正不要とする。 ※「あきる野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」及び同要綱については、クラウド・コンピューティング・サービスの活用を想定した見直しを検討する。	・利用者のデジタルデバイドの解消に努める
全体	1827	260	132	42	90	70	2	18			

※1 調査対象項目

対象	条例等に基づいて定めている規定のうち、企画政策課においてアナログ規制に該当する可能性があると判定した規定
対象外	国の法令・通知に基づく規定(規制根拠の分類(a))
	規制区分「定期検査」、「常駐専任」、「FD等」 ※留意事項記載項目は除く
	公示送達、公告式条例に関するもの
	留意事項からアナログ規制に該当する可能性が低いもの ※「国の認識不明」、「フォローアップあり」、「今後改正可能性低いもの」等
	その他、アナログ規制に該当する可能性が低いもの

※2 調査対象項目の内、アナログ規制に該当すると所管課から回答があったもの